

松浪自治会館

利用案内と遵守事項

1. 利用目的

本館は、松浪地区まちぢから協議会が所有、松浪地区内の住民の自治と文化の向上及び親睦融和のために使用する。

2. 使用時間の区分

- ① 午前の部 9:00～12:00
- ② 午後の部 13:00～17:00
- ③ 夜間の部 18:00～21:00

3. 休館日

年末・年始以外、定期的休館日無し。但し、災害など特殊状況による休館はありうる。

4. 本館の使用予約

- ① 使用予約 毎月第1月曜日に翌月の予約申請
時間 9:15～10:45
場所 松浪自治会館1階小会議室
- ② 使用料 予約日に翌月予約の使用料を支払う
(予約日以外の予約の場合は、翌月予約日に支払う)

③ 予約取り消し

使用予約のキャンセルは14日前までとし、その後のキャンセルは使用料の払い戻しはしない。但し、災害など特殊事情は例外とする。

5. 本館の使用優先順位は次の通りとする

- ① 茅ヶ崎市が公共行事に使用する場合
- ② 松浪地区まちぢから協議会(松浪地区社会福祉協議会および松浪地区体育振興会を含む)および松浪地区の各自治会、子ども会、・婦人会・老人会の行事に使用する場合
- ③ 松浪地区内居住者が代表のサークル、クラブや個人等が営利目的以外に使用する場合
- ④ 松浪地区以外の居住者が代表のサークル、クラブや個人等が営利目的以外に使用する場合

6. 本館の使用料金は、別項の料金表に基づき徴収する。

7. 本館の使用者は、使用終了時に退室時確認表チェックリストに従ってガス、水道、電気などの器具スイッチの点検及び清掃が完了した事を確認し確認票に記入する。※詳細は別紙参照
8. 駐車場利用について
利用者の駐車は 3 台までとする。(もし、3 台以上の駐車になる場合は、利用者間の話し合いで適宜に利用台数を決める)

施行日 2025 年 4 月 1 日